別紙様式第三十九号の（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏面）

注意事項　保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。

住　所

備　考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、１．２．３．のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
３．私は、臓器を提供しません。
《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿　家族署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１．プラスチツクその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
３．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
４．別途船員組合員に周知することにより、注意事項を省略することができる。
５．船員組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
⑴　船員組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は船員組合員証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。
⑶　船員組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく船員組合員証を組合に返納すること。
⑷　不正に船員組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
⑸　船員組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
⑹　臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
㈠　特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
㈡　家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなつていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第四十号の（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏面）

注意事項　診療を受けようとするときには、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。

住　所

備　考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、１．２．３．のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
３．私は、臓器を提供しません。
《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿　家族署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１．プラスチツクその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
３．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
４．別途船員組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
５．船員組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
⑴　船員組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
⑵　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員被扶養者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は船員組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。
⑶　船員組合員の資格を喪失したとき又は船員組合員の被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、遅滞なく船員組合員被扶養者証を組合に返納すること。
⑷　不正に船員組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
⑸　船員組合員被扶養者証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
⑹　臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
㈠　特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
㈡　家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなつていないこと。
また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成十九年財務省令第五十二号。以下「平成十九年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十九年改正省令による改正前の国家公務員共済組合法施行規則（以下「平成十九年改正前国共済施行規則」という。）の一部を次のように改正する。